よこはま緑の推進団体優秀活動表彰要綱

制 定 平成25年12月18日 最近改正 令和 2年11月 1日

(目的)

第1条 よこはま緑の推進団体(以下「推進団体」という。)として地域の緑化活動に積極的に取り組み、特に顕著な成果をあげた団体に対し、表彰することで推進団体の自主的な活動の推進を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

- 第2条 表彰の種類は、最優秀活動賞及び優秀活動賞とする。
- 2 優秀活動賞の授与数は、応募数を考慮して予め決定する。

(表彰候補者の基準)

- 第3条 表彰候補者は、花壇やプランター等の管理運営に継続的に積極的に取り組み、多くの市民 の目を楽しませている団体、また地域と連携して活動している団体であって、次の各号に掲げる 基準に該当するものとする。
 - (1) よこはま緑の推進団体に所属していること。
 - (2) 5年以上継続し、月1回以上活動している団体。ただし、公園愛護会、樹林地愛護会、水辺愛護会、ハマロードサポーターを除く。

(表彰候補者の募集)

第4条 表彰候補者の募集は、公募によるもののほか、推薦によるものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、別に定める審査会を経て、よこはま緑の推進団体連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)会長と公益財団法人横浜市緑の協会(以下「緑の協会」という。)理事長が行う。

(表彰)

第6条 表彰は、連絡協議会会長および緑の協会理事長が行う。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、連絡協議会の総会において、表彰状を授与して行うものとする。表彰は、副賞を 添えて行うことができる。

(その他)

- 第8条 連絡協議会会長と緑の協会理事長は最優秀活動団体を「みどりの愛護」功労者国土交通大 臣表彰に推薦するものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は平成25年12月18日から施行する。
- この要綱は令和 2年11月 1日から施行する。